

◆5番（南谷清司君）

法令の定めでは、地域計画や目標地図は農業委員会が素案を作成し、市が策定することになっています。そして、策定した地域計画や目標地図を市がホームページなどで公告することになっています。

このように、行政の責任で作成するものであれば、当然適切な行政手続が必要になります。その手続の最初の段階は、農地所有者と担い手農家という直接的な関係者の意見を広く集め、集約し公表することではないかと思われます。このことについて市のお考えをご説明ください。

◎産業振興部長（加藤光彦君）

地域計画については、改正農業経営基盤強化促進法の施行により、令和7年3月末までに策定することが定められました。現在、小熊町地域、竹鼻・上中町地域、下中町地域、桑原町地域において、国の定めた手順により策定を進めております。

昨年11月下旬より、各地域の担い手農家と目標地図の作成に向けた話合いを行い、2月26日に地域の担い手や農業委員、農事改良組合など幅広い関係者の方々の意見を聞く協議の場を開催いたしました。この協議の場でも出された意見の要旨については、市ホームページで公表をしております。

今後は、JAや農業委員会などの関係機関への意見聴取を行い、その結果を公告・縦覧を経て、地域計画として策定いたします。

令和6年度は、残りの地域の策定を進めるほか、策定地域内の農地所有者に対して農業経営意向調査を行う予定でございます。